

「横浜市情報公開システム開発業務委託」

提案書評価基準

1 基本的な評価事項

提案書に対する評価項目や評価基準等は、別紙「提案書評価項目一覧」を参照

2 評価点

提案書等及びヒアリングの内容を評価し、評価点を与えます。

評価委員一人当たりの評価点の満点は、306 点とします。

3 順位の決定方法

(1) 評価委員がヒアリングを欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

(2) 評価項目について、委員長及び副委員長を含む全ての評価委員による評価点の合計が最も高い者を第一順位とします。

(3) 評価点の合計が最も高い者が2者以上いる場合は、次の順序で第一順位を決定します。

ア 提案書評価項目一覧の「3 機能要件・非機能要件等」に係る提案の評価点の合計が最も高い者

イ アによっても決定しない場合は、出席委員の多数決により選ばれた者

ウ ア及びイによってもなお決定しない場合は、委員長が選んだ者

4 評価方法

各評価項目について、次のいずれかの評価を行う。

ア A、Eの2段階評価

イ A、C、Eの3段階評価

ウ A、B、C、D、Eの5段階評価

※アイウの評価区分については、別紙「提案書評価項目一覧」の定めによる

【参考：評価点早見表】

配点	評価点				
	A	B	C	D	E
80	80	64	48	24	0
20	20	16	12	6	0
20	20		12		0
10	10	8	6	3	0
10	10		6		0
2	2	1.6	1.2	0.6	0
2	2		1.2		0
2	2				0

5 失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とします。

(1) 評点の合計が、60%（評価委員5人の満点は1,530点で、60%は918点）に達しない者

(2) 参考見積書（様式6-8）において、見積額が提案書作成要領に記載している概算業務価格（上限）を超える者

(3) 機能要件・非機能要件への対応表（様式6-6）で「必須」としている項目をシステムから機能実現ができない又は運用回避でも実現ができない者

提案書評価項目一覧

大項目	小項目	対応様式	評価基準	配点	配点小計	評価基準				
						A	B	C	D	E
1	本業務に対する理解	本業務に対する理解 (様式自由)	本業務の背景、目的及び効果について正しく理解していることが、提案者の考えとともに示されているか。	10	10	本業務の背景と目的を理解した上で目的を達成するための具体的な・効果的な手段・手法を提案しており、その内容と効果も実現可能で優れたものである。	本業務の背景と目的を理解した上で目的を達成するための具体的な手段・手法を提案しており、その内容と効果も実現可能と認識できる内容である。	本業務の背景と目的を理解した上で目的を達成するための手段・手法を提案しているが、実現の可能性や難易度、効果の発揮に疑問が残る箇所がある。	本業務の背景と目的の理解が不足しており、目的達成の実現可能性が低い。	本業務の背景と目的が正しく理解されており、目的達成による目的達成が難しい。
2	体制、実績、プロジェクト管理に関する提案	実施体制 (様式6-2) 配置予定者の業務実績、経験等 (様式6-3) プロジェクト管理に関する提案 (様式6-4) 委託者の負担を考慮したシステム構築 (様式6-5)	業務の遂行に十分な従事者が割り当てられているか。	10	40	十分な従事者が割り当てられている。		体制が明確で、整っていると言える。		体制が明確に示されていない。又は十分とは言えない。
			過去の類似業務（国や地方公共団体から受託したシステム開発業務）において、各配置予定者が本業務における役割の経験等を有しているか。また、役割ごとに必要又は関連する資格を有しているか。	10		高い水準で満たしている。	やや高い水準で満たしている。	標準であり、特筆すべき点はない。	満たしていない部分がある。	全く満たしていない。
			進捗管理、リスク管理、問題管理、ToDo管理、成果物の品質管理、変更管理の実施方法、本市とのコミュニケーション方法等、プロジェクト管理に必要な実施項目が、提案者の考えとともに具体的に明示されており、妥当性があるか。	10		プロジェクト管理に必要な実施項目が、提案者の考えとともに具体的かつ明確に示され、優れた内容となっている。	プロジェクト管理に必要な実施項目が、提案者の考えとともに具体的かつ明確に示されている。	妥当な管理方法が示されている。	やや具体性や実現性の欠く管理方法となっている。	管理方法が十分に説明されていない。あるいは、記載された内容が実現性に欠けている。
			実装、テストに当たり、本市等の負担軽減を考慮した工夫が具体的に明示されており、実現可能性があるか。	10		実装、テストに当たり、本市等の負担軽減を考慮した工夫が具体的に明示され、優れた内容となっている。	実装、テストに当たり、本市等の負担軽減を考慮した工夫が具体的に明示されている。	標準であり、特筆すべき点はない。	実装、テストに当たり、本市等の負担軽減を考慮した工夫は特になく、記載された内容が実現性に欠けている。	
3	機能要件・非機能要件対応	機能要件・非機能要件への対応表 (様式6-6) 要件定義及び設計、開発等の進め方に関する提案 (様式6-7)	「機能要件・非機能要件への対応表」の項目の機能を実現できるか。システムから機能実現ができない又は運用回避でも実現ができない場合は失格とする。	80	90	すべて◎、○又は△である。	×はなく、▲は10%（6個）未満でそれ以外は◎、○又は△である。	×はなく、▲は25%（13個）未満でそれ以外は◎、○又は△である。	×はなく、▲は25%（13個）以上でそれ以外は◎、○又は△である。	1つでも×がある。（不合格）
			要件を適切に合意するための工夫や委託者が完成イメージを早期に確認できる工夫など、情報システムの専門知識を持たない本市職員と確実に認識を合わせるための具体的な進め方が提案されているか。	10		専門知識を持たない本市担当者と確実に認識を合わせるための考慮点や対応方法が具体的に示されている。	専門知識を持たない本市担当者と確実に認識を合わせるための考慮点や対応方法が具体的に示されている。	標準な内容であり、特筆すべき点はない。	専門知識を持たない本市担当者と確実に認識を合わせるための考慮点や対応方法が示されているが、具体的ではない。	専門知識を持たない本市担当者と確実に認識を合わせるための考慮点や対応方法が示されていない。
4	システム概要	システム概要 (様式自由)	市民及び本市職員が使いやすいような工夫・配慮がされているか。	10	140	障害者、母国語が日本語でない方のどちらに対しても使いやすいような工夫・配慮がされている。		障害者、母国語が日本語でない方のいずれかに対して使いやすいような工夫・配慮がされている。		障害者、母国語が日本語でない方に対する工夫・配慮が足りていない。
			アクセシビリティJISの達成基準チェックリストの対応状況が等級AAに適合しているか。	10		市民側及び職員側について、等級AAに準拠している。（AA及びAの項目全てに適合している）	市民側について、等級AAに準拠している。（Aの項目全てに適合している）	市民側について、等級Aに準拠していない。		
			市民及び本市職員の利便性を考慮したシステムの具体的なイメージが明示されているか。	20		利便性・効率性向上の仕組みが優れているがある。	利便性・効率性向上の仕組みが見られるが、特筆すべき点はない。	利便性・効率性向上の仕組みが不十分である。	利便性・効率性向上の仕組みがない。	
			市民及び本市職員がシステムを利用する上で、サイトのデザインも含め、使いやすいUI、UXを構築していること。 例：視覚的で分かりやすい操作で、開示請求をする前に、情報提供している文書を確認できる。	20		デザイン、UI、UXの取組が優れている。	デザイン、UI、UXの取組が良いものがある。	デザイン、UI、UXの取組が見られるが、特筆すべき点はない。	デザイン、UI、UXの取組が不十分である。	デザイン、UI、UXの取組がない。
			委託者からの要望を改修や機能追加することで実現できる仕組みになっているか。	20		委託者の要望を速やかに実現できる仕組みがある。		委託者の要望を実現できる仕組みはある。		要望を実現できる仕組みはない。
			システムやネットワークに負荷がかかる場合においても、システムを継続して安定的に稼働でき、仮に障害が発生した際にも短い停止時間で稼働を再開できることが具体的に明示されており、実現可能性があるか。	20		システムが継続して安定的に稼働でき、障害発生時に短い停止時間で稼働を再開できることが具体的に明示されており、実現可能性も高く優れた内容となっている。		システムが継続して安定的に稼働でき、障害発生時に短い停止時間で稼働を再開できることが具体的に明示されており、実現可能性はやや高い。		システムが継続して安定的に稼働でき、障害発生時に短い停止時間で稼働を再開できることが具体的な内容となっていない。又は実現可能性が低い。
(6)	個人情報保護	個人情報保護マネジメント、情報セキュリティマネジメントの内容、特に個人情報保護対策（個人情報取扱方法、監査方法など）が具体的であるか。	20		具体的かつ適正で充実した内容だと言える。		妥当な内容だと言える。		具体的な内容となっていない。又は、適正であるとは言えない。	

提案書評価項目一覧

大項目	小項目	対応様式	評価基準	配点	配点小計	評価基準				
						A	B	C	D	E
	(7) セキュリティ対策		物理的、技術的、人的なセキュリティ対策が実施されており、セキュリティ対策が明確かつ適正であること。	20		セキュリティ対策が実施されており、内容も明確かつ適正である。	セキュリティ対策が実施されており、やや内容も明確かつ適正である。	セキュリティ対策が実施されている。	セキュリティ対策が十分実施されていない。	セキュリティ対策が全く実施されていない。
5 初期費用、サービス利用料	(1) 費用対効果	参考見積書 (様式6-8) 運用費用適正化に資する提案 (様式6-9)	令和8年度以降の継続費用に安定運用を図るための運用保守サービス、サポート体制の内容及び費用を示すことができているか。また、運用コスト低減に資するシステム構築上の工夫を示すことができているか。 安定運用を図るための、運用保守サービスの内容、サポート体制のほか、運用コストの低減に資する構築上の工夫を示す提案となっているか。 全国的な制度変更や利用するソフトウェアのバージョンアップ対応など、システム改修を伴う対応について、工数及びコストを低減を実現する構築上の工夫が提案されているか	10	10	費用に対して高度な内容の提案となっており、継続していきやすい枠組みである。	費用に対してやや高度な内容の提案となっており、やや継続していきやすい枠組みである。	提案内容と費用が妥当である。	費用に対し提案内容にあまり工夫がみられず、継続しやすい仕組みとあまり言えない。	費用に対し、仕様として不安がある点があり、継続しやすい仕組みと全く言えない。
6 企業としての取組	(1) ワークライフバランスに関する取組	企業としてのワークライフバランス等に関する取組 (様式6-10)	次の項目について、策定又は認定取得状況に応じて評価 ① 従業員101人未満であり、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 ② 従業員101人未満であり、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定 ③ 次のいずれかを取得している Ⅰ 次世代育成支援対策基本法に基づく認定（くるみんマーク） Ⅱ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 Ⅲ よこはまグッドバランス企業認定 ④ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定	2	6	4つとも策定又は取得している。	いずれか3つ策定又は取得している。	いずれか2つ策定又は取得している。	いずれか1つ策定又は取得している。	取得していない。
	(2) 障害者雇用に関する取組		次の項目について、取組状況に応じて評価。 ① 従業員数 ② 障害者雇用数 ③ 障害者雇用率	2		法定雇用率2.5%を達成している（従業員40.0人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員40.0人未満）				法定雇用率2.5%を達成していない（従業員40.0人以上）、又は障害者を1人以上雇用していない（従業員40.0人未満）
	(3) 健康経営に関する取組		健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得又は横浜健康経営認証のAAAクラス又はAAクラスの認証の取得状況に応じて評価。	2		2つとも取得している。		いずれか1つ取得している。		取得していない。
7 その他追加提案に対する評価	-	その他追加提案 (様式自由)	追加の提案が本市にもたらす効果と、その根拠が具体的に記載されているか。	10	10	追加の提案が本市にもたらす効果と、その根拠が具体的に記載されており、その内容が優れている。	追加の提案が本市にもたらす効果と、その根拠が具体的に記載されており、よい。	追加の提案が本市にもたらす効果と、その根拠が具体的に記載されているが、特筆すべき点はない。	追加の提案が本市にもたらす効果と、その根拠が具体的に記載されておらず、また、本市にもたらす効果は十分とは言えない。	特に記載はない。